

せり売り公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、十島村所有の荷役車両について、次のとおりせり売りを行う。

平成 28 年 12 月 26 日

十島村長 肥後 正司



1 せり売りに付する事項

(1) せり売りするものの名称及び数量

2 トントラック 1 台

(2) せり売りするものの仕様

項目	2 トントラック
初年度登録年月	平成 11 年 12 月
自動車の種別	普通
車体の形状	キャブオーバ
車名	マツダ
車台番号	WG64T-200164
型式	KK-WG64T
原動機の型式	4HG1
総排気量	4.57Kw
車両重量	2,820 kg
長さ	601 cm
幅	203 cm
高さ	259 cm
燃料種類	軽油
検査証有効期限	平成 29 年 1 月 15 日
付属品	4 本柱 3 方巻き上げ幌架装、鳥居金網張り、アルミブロック 20 cm 巾 2 枚左右着脱式

2 せり売りに参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当する者
- (2) 十島村長から指名停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する者
- (4) 税金等を滞納している者

3 せり売りの方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号
十島村役場 土木交通課 航路対策室

(3) 入札書の提出方法

持参・郵送を問わない。

(4) 「フォークリフトせり売り入札書在中」と朱書きした封筒に入札書を入れ、封をする。

(5) 入札書の提出期限

平成29年1月4日（水）午前8時30分から平成29年1月10日（火）午後4時まで（必着）

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年1月10日（火） 16時30分 開札
イ 場所 鹿児島市泉町14番15号 十島村役場内

4 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札金額以外の記載事項が捺印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いた入札書による入札
- (6) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、最低売却価格以上で最高の価格をもって申し込みしたものを落札者とする。

8 契約書案の提出

省略する。ただし、請書を徴する。請書は、落札決定通知書をもって充てる。

9 売り払い代金の支払い

十島村の発行する納付書により納付期限までに支払うものとする。

10 物件の引渡方法

- (1) 売り払い代金の納付を確認できた後、十島村が指定する日時及び場所において引き渡すものとする。
- (2) 引き取りに要する費用は、すべて落札者の負担とする。

11 その他の事項

- (1) 2に該当する者が落札した場合は、無効とする。
- (2) 物件に記載されている文字は、落札者が抹消し使用すること。
- (3) 一度引き渡された物品は、返品・交換はできない。

12 問い合わせ先

鹿児島市泉町14番15号

十島村役場 土木交通課 航路対策室

電話 099-222-2101 FAX 099-223-6720